

国立大学法人信州大学と株式会社長野銀行との  
間における包括連携に関する協定書

平成 17 年 8 月 24 日

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と株式会社長野銀行（以下「乙」という。）は、包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、地域の産業の振興や文化の発展に貢献するため、地域企業との連携並びに研究・教育などの分野において、連携及び協力することを目的とする。

（連携事業の内容）

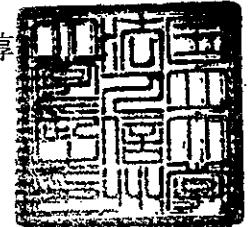
第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業等について連携し、協力するものとする。

- 一 産学官連携に関すること。
- 二 研究・教育に関すること。
- 三 その他甲及び乙が必要と認める事業

（甲） 長野県松本市旭 3 丁目 1 番 1 号

国立大学法人信州大学長

小宮山 淳



（乙） 長野県松本市渚二丁目 9 番 38 号

株式会社 長野銀行

取締役頭取 田中誠二



（連携事業の実施）

第3条 前条に掲げる事業等の具体的な実施に関しては、この協定に基づき、双方で協議して行う。

（秘密等の保持）

第4条 甲及び乙は、連携により知り得た秘密及び関係者の個人情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外の目的に利用してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から 3 年間とし、有効期間満了日の 1 か月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は 1 年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙がこの協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の 1 か月前までに相手方に対して書面により通知しなければならない。

（その他）

第7条 この協定に関して協議が必要な事項がある場合又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議する。

この協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有する。